第３号様式（第６条第１項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和８年８月６日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

１　日時及び場所

令和８年８月６日（木）午前９時３０分～　東庁舎３階会議室３０３・３０４

２　出席者

教育支援課　村田参事、山本副主幹、給食センター　飯田所長

３　件名

学校給食非喫食者支援給付金について

４　会議結果

■ 案のとおり決定する。
□ 一部修正の上、決定する。
□ 継続して検討する。
□ 案を否決する。
□ 報告を了承する。

５　会議内容

（質疑応答）

・近隣市の状況について

→船橋市は同様のタイミングで実施。印西市は、アレルギー等の理由から学校給食を喫食できない児童生徒のみ実施しており、不登校児童生徒に対する対応は現時点では実施しない予定。鎌ケ谷市は、実施を予定しており、１２月議会または３月議会での対応予定と聞いている。

・付議書の現状・課題にある「本交付金要領において、重度のアレルギーその他疾患、不登校、宗教上の理由から恒常的に学校給食を喫食できない児童に対する「非喫食者支援」についても交付金の活用対象とし得ることが示された」とあるが、どのように示されたのか。

→国の交付金要領において、非喫食者支援の対象者や交付金の上限額等が明示されるとともに、具体的な支援内容や実施方法は市町村判断に委ねられることが示されている。

・転校等が生じた場合は、どうなるのか。

→給付対象は、市内小中学校に在籍し、１か月以上（ひと月すべて）継続して給食の提供を受けていないことが条件であるため、月の途中で転校・転入した場合は、その月は１か月未満となるため、支給対象外となる。月初めから末日の１か月単位が基準となる。

・準要保護児童への支援はどうなるのか。

→支援の対象となる。

・届出のあった翌月から停止するとのことだが、月末に届出があった場合どうするのか。締切日を設けることを検討した方が良い。
→前月２０日を締切で検討する。

（指示事項）
・電子申請の活用を推奨するとともに、学校及び職員の事務負担の軽減に努めること。

備考　会議内容を簡潔に記載すること

第1号様式その1（第4条第4項関係）

令和 8 年 8 月 6 日

付議書（行政経営戦略会議）

部課名 教育部　教育支援課

件　　名		学校給食非喫食者支援給付金について
現状・課題		令和7年12月、国は子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、「学校給食費の抜本的な負担軽減」（いわゆる給食無償化）を示し、小学校段階（公立）での学校給食に係る食材費を支援する「給食費負担軽減交付金」を創設した。これを受け、市は令和8年4月から小学生の給食費無償化を実施している。 令和8年3月、本交付金要領において、重度のアレルギーその他疾患、不登校、宗教上の理由から恒常的に学校給食を喫食できない児童に対する「非喫食者支援」についても交付金の活用対象とし得ることが示された。 市においても、学校給食を喫食する児童の保護者との公平性を担保するため、恒常的に学校給食を喫食しない児童（非喫食者）の保護者に対する支援を検討してきたところである。 また、令和7年度から市独自で給食費無償化を実施している中学生についても小学生同様の対応が必要である。
付議事案	目的	国の給食費負担軽減交付金を活用しつつ、食物アレルギーその他の疾患、宗教上の理由、不登校等の事情により恒常的に学校給食を喫食していない児童生徒の保護者に対し、給食費相当額の支援を行うことで、喫食者・非喫食者間の公平性を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的とする。
	対応方策	非喫食者に対し、学校給食の利用に応じて、次の3パターンにより給付する。 ・完全欠食の場合（弁当持参・牛乳停止） 市の給食費月額と同額である月額を給付する。 ・牛乳のみ飲用（弁当持参・牛乳飲用） 市の給食費月額から牛乳分を控除した額を給付する。 ・牛乳欠飲の場合（給食喫食・牛乳停止） 国の給食費負担軽減交付金におけるミルク給食の基準額（月額1,200円）を参考に月額1,200円を給付する。 ※小学校は給食費負担軽減交付金を活用
論点（決定を要する事項）		事業実施の可否について
部内会議や関係課等との調整結果（主な意見・懸案事項）		【校長会】 ・給付金を4月に遡及支給する場合、口頭連絡のみで給食停止としていたケースの取扱いについて→口頭連絡により給食停止としていた場合も支給対象とする。今後は停止届の提出を必須とするが、運用変更前の案件については、柔軟に対応する。 【部内会議】 ・給食費に関する他の制度との関係性について整理しておくこと。
今後のスケジュール		令和8年9月　令和8年第3回市議会定例会において補正予算の提案 令和8年10月　保護者への周知、申請受付開始

項目	有無	方法（時期）	項目	有無	方法（時期）
条例規則	無		報道発表	無	
議会説明	有	議会全員協議会	広報・HP等	有	HP、広報（令和8年10月）
市民参加	無				
付議書公表	□ 公開 □ 非公開 □ 部分非 ■ 時限非 （ 令和8年度9月補正議決後 まで）				

参考情報	案件提出事由	②重要な施策（規程第4条第2項第2号） イ　市財政に大きな影響を及ぼす事項
	関係法令等	
	関係課	
	事業費	2,628 千円　（うち特定財源　1,735 千円）

カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段	補助

学校給食非喫食者支援給付金について（令和８年度）

令和７年１２月、国は子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、「学校給食費の抜本的負担軽減」（いわゆる給食費無償化）を示し、小学校段階（公立）での学校給食に係る食材費を支援する「給食費負担軽減交付金」を創設した。これを受け、市は令和８年４月から小学生の給食費無償化を実施している。

令和８年３月、本交付要領において、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の理由から恒常的に学校給食を喫食できない児童に対する「非喫食者支援」についても支本交付金の活用対象とし得ることが示された。

市においても、学校給食を喫食する児童の保護者との公平性を担保するため、恒常的に学校給食を喫食しない児童（非喫食者）の保護者に対し、下記のとおり給食費相当額の支援について実施する。また、令和７年度から市独自で給食費無償化を実施している中学生についても小学生同様の対応を実施する。

記

１　給付対象者

市立小中学校に在籍し、食物アレルギーや宗教上の理由、不登校等の長期欠席により１か月以上（ひと月すべて）継続して給食の提供を受けていない児童生徒の保護者

２　支給要件

次のすべてを満たすもの

（１）保護者が学校給食停止届を学校へ提出していること

（２）停止届に基づき、学校給食の発注停止が行われていること

（３）生活保護で教育扶助を受けていないこと

３　期間

毎年４月から翌年３月まで

４　給付金額

（１）給付金月額

区　分	給付区分		給付金月額（円）
	弁当等	牛乳	
小学生	持参（給食停止）	停止（飲まない）	5,500
	持参（給食停止）	飲む	4,300
	持参しない（給食喫食）	停止（飲まない）	1,200
中学生	持参（給食停止）	停止（飲まない）	6,500
	持参（給食停止）	飲む	5,300
	持参しない（給食喫食）	停止（飲まない）	1,200

（２）支給額算定方法

年度単位で、次の計算式に基づき算定

年度（当初）から学校給食の全部または一部の提供を停止している場合	給付金月額×11ヶ月
年度（途中）から学校給食の全部または一部の提供を停止した場合	給付金月額×給食停止翌月以降の月数（8月を除く）

※次の事情が生じた月は、給付金算定期間から除外する。

・一日でも給食の提供があった月（発注があった月）

5　給付申請及び給付方法

（1）電子申請または紙申請で申込

（2）内容確認及び給付

欠食状況を確認し、給付額を確定。指定された口座に支払う（年２回）。

6　実施日

令和８年４月１日に遡って制度を適用する。

ただし、本制度施行前（４月～9月）にすでに学校へ給食停止の申出を行っている場合は、申出をもって停止届の提出に代え、申請書のみ提出とする。

7　対象者の見込み及び補正予算額

（1）対象者の見込み

	給付区分	対象者数
小学生	全て（完全欠食）	13人
	牛乳以外（牛乳のみ喫食）	5人
	牛乳停止（牛乳以外喫食）	42人
中学生	全て（完全欠食）	9人
	牛乳以外（牛乳のみ喫食）	2人
	牛乳停止（牛乳以外喫食）	21人

（2）補正予算額

・歳出予算額　9款5項3目 学校給食非喫食者支援に要する経費 2,629千円

・歳入予算額　16款2項8目1節　教育費県補助金 1,547千円

※物価高騰交付金（企画政策課）　188千円

8　今後のスケジュール

令和８年９月　　第２回市議会定例会へ補正予算の提案

令和８年１０月上旬　　保護者への周知、申請受付開始

※参考（財源内訳）

	給付区分	月額（円）	**補足**
小学生	給食費	5,500	市の給食費月額
	国の基準額	5,200	給食費負担軽減交付金基準額
	物価高騰交付金	300	基準額超過分
	市負担	0	
中学生	給食費	6,500	市の給食費月額
	国の基準額	0	給食費負担軽減交付金基準額
	物価高騰交付金	1,200	Ｒ６～給食費改定値上げ分
	市負担	5,300	